

日本共産党
**あきば 繁の
市議会報告**

2014年1月
NO. 12
発行者
古河市議会議員
あきば 繁
茶屋新田71-4
Tel (48) 2139
あきば繁の
ホームページ
http://
akiba.iza.yoi.net

**寒中お見舞い
申し上げます**

昨年は、都議選で8〜17議席、参院では3〜8議席へ、県知事選でも大きく躍進させていただき、今後へつなげる結果を残していただきました。

今年は、秘密保護法の撤廃、TPP参加阻止をはじめ、くらしと平和を前進させる年になります。

日頃のご支援に感謝申し上げます、憲法とくらしを守る政治実現へがんばる決意です。
本年もどうぞよろしく

お願いいたします。



市議会議員

秋庭 繁

**2/1「憲法をくらしに
活かすつどい」**



大内久美子県副委員長

水戸市議 県議合わせて、40年の議員活動から、国政に挑みます。県議選での議席倍増、国政での躍進へ希望あるたにかいについてお話しします。

とき 2月1日(土)
午後1時30分～
ところ ユーセンター
(第1、2会議室)
おさそい合わせて、ご参加ください

※駐車場は、2カ所
ユーセンター駐車場と
元日赤病院跡地です。

農業委員会レポート

〈農業委員会研修会〉

- ①TPPのゆくえと農政改革
- ②経営所得安定対策、コメ生産調整の見直し
- ③さらなる農地等規制緩和の動き
古河市の「人・農地プラン」の現状について

昨年、表題の研修会を谷脇修（農林広報セ）代表取締役を講師に行いました。上記の農政をめぐる情勢①TPPは、聖域5項目に手を付ける又は、関税率の引き下げなど、結果としてアメリカとの2国間協議。②5年後に「減反政策廃止」↓飼料用米への誘導。価格変動補填を廃止↓収入減少影響緩和対策に一本化↓収入保険制度へ・多面的機能支払いの導入。③企業の参入をし易くする

ために、農地法3条許可事務を農業委員会から市町村に移管。農業生産法人、農業委員会（機能と組織）、農協のあり方の検討が、財界の要望で議論されている。※効率化、市場原理優先で、どういう農業・農村、農業経営像を目標にするか、農政理念が揺らいでいる。「**農地中間管理機構**」は、企業等を参入させ、大規模で効率的な農業経営の発想であり、地域の意向を軽視する点で問題がある。

「趣旨」採択となりました。合併前は、旧古河市、三和町で「宣言」が掲げられていましたが、合併以降は「新婦人古河支部」の会、「新婦人古河支部」から「非核平和都市宣言」の制定を求める請願は、今議会には、執行部から議案として提出されましたが、同時に、「古河市9条の会」、「新婦人古河支部」から「非核平和都市宣言」の制定を求める請願は、

2つの団体の提案理由は、「健康で住みよい町を築くには、日本と世界の平和が必須、今なお武力紛争と核兵器の脅威、福島原発の放射性物質の拡散のおそれがある。」

わが国は、原爆被害の唯一の国、すでに県議会をはじめ、29の市、8つ町、2つの村の議会が非核・平和の推進をしている。

古河市も「非核平和都市宣言」を決議し、その実現のための取組みを要望する」と、請願の理由で述べています。

平成25年 第4回定例会

「非核平和都市宣言」復活

平成25年度第4回定例会は、12月4日〜19日までの日程で、人権擁護委員と監査委員の選任、議案56件（補正予算含む）、その他1件と追加議案が審議可決されました。

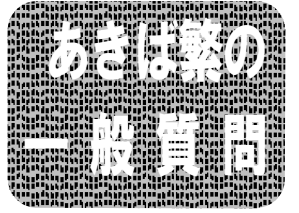
請願（非核平和都市宣言）2件は趣旨採択され、陳情（安心・安全の医療…、介護職員の処遇改善…の2件は採択され、一般質問は16名が行いました。

8年ぶりに掲げる

「非核平和都市宣言」

「非核平和都市宣言」の制定が、8年ぶりに復活しました。

8年も経って突然の執行部提案です。「前白戸市政は、合併の申し合わせ事項を忘れていた？」との声もあります。



質問項目

特定秘密保護法について・ 悪臭防止法と環境問題について・ 安全で良質な水の提供について

国民の目・耳・口・鼻をさぐ
これが秘密保護法

秘密保護法の 審議未了、強行採決 「の法案について伺う」

問

- ① 特定秘密の範囲に歯止めなく、知る権利を蹂躪、憲法の国民主権に反する。
 - ② 何が秘密かも秘密、秘密を知らうとした人、秘密を洩らした人など、全て処罰の対象、裁判でも明らかにならない弾圧立法。
 - ③ 安全保障にかかわる問題でも国民に明らかにすべきで、国民に隠し、ウソの情報で欺いた侵略戦争の誤りの教訓に学ぶべき。
- 国会議員が説明出来ないような法律が施行されるようとしているが、市長の考えと行動を伺いたい。

答 市長

日本は、スパイ天国で法案の制定は必要と考える。ただ、国民の知る権利が葬られたり、言論の自由、行動の自由の束縛など不安がある。

私の考えは、審議時間の不足など、国民の大多数の人が下した安倍内閣不支持の理由と同じです。市議会でも国に、こんな横暴なことをするなとい

う意見書を出していただきたい。
私なりに市長会で統一した対応が取ればやっ
てまいります。

悪臭に悩む地域の 紛争(大山と仁連)の 具体的な解決策を

問

- ① 市に寄せられている悪臭に関する苦情と対応。
- ② 悪臭防止法の目的等について。
- ③ 悪臭被害から住民生活を守る具体策について。

答 環境部長

悪臭に関する苦情は、過去5年間で100件。(75%が事業所等が発生源)。苦情には現地調査、法令・条例に基づく指導をしている。

悪臭防止法は、工場等の悪臭に、必要な規制を行い、生活環境を保全、国民の健康の保護が目的。法の防止対策は、特定悪性物質22を指定、規制基準の遵守義務・罰則(徴収・罰金)がある。事業所に対し、悪臭の拡散防止対策の徹底、指導強化、より住民の被害感覚に合わせた臭気指数

規制の導入にむけ準備している。

※特定悪臭物質とは、硫化水素などの含硫黄化合物、アルデヒド類、ケトン類、エステル類、脂肪酸アルコール類などの含酸素化合物、アンモニア、キシレンなどの芳香族化水素類、その他は、テトラクロロエチレン等の22物質です。

大山の塗装工場は、キシレンなどが塗料の薄め液として使われています。

悪臭防止法施行規則の一部改正(平成5年)によって、トルエン、キシレンなど10物質が加わり、「測定方法(平成7年)「嗅覚測定法」による規制が導入され、指導も強化されています。

また、仁連地域の飼料工場は、県の条例でも規制地域の内外を問わず届出義務があり、臭いに厳しい規制の対象となっています。

臭いに悩まされ13年、家の中にこもる、洗濯物に臭いが染着くなど我慢の限界で、両地域とも早急な対策が求められています。



洗濯物の臭い染着を防ぐテラス

安全な水、提供の義務 水道事業計画と訓練 高度浄水処理について

問

- ① 原発事故では、放射能入りの水を市民に飲ませた経験生かされなかった。資格ある認定水質検査員の配置が必要でないか。
- ② 事業計画では、事故・災害時に使用の井戸水だが、今回も使われていない。災害訓練を計画すべき。
- ③ 下流の表流水は、安心できない。新しい「高度浄水処理」の導入計画は。

答 水道部長

原発事故時は、初めての検査で市民への周知が遅れたが、今回のカビ臭では、活性炭で臭いが取れるとの判断から遅れた。認定水質検査員は、水

質に関する高度な知識と豊富な経験を持つ専門家として認定するものです。高度処理は多額の費用がかかり今後検討したい。

答 市長

バックアップ用の井戸は、効果が出るよう対策をとり訓練もします。
認定水質検査員は、必要であり、養成でなく資格者を採用したい。

県内2番目の高度浄水施設



常総市 (4月から稼働)

20歳までの医療費補助を否決

「古河市学生医療費支援事業について」第4回定例会の焦点となった「古河市学生医療費支援事業に関する条例」の制定は、市内外で注目を集め、文教・厚生委員会審議に朝日、読売の両新聞記者が傍聴するなど注目された議案でした。菅谷市長は、「合併後3000人の人口減、特に生産年齢人口(15)

64才)が8000人減り、20歳以下が約4000人の減少、若者に選ばれるまちづくりには、魅力ある子育て支援と教育の充実が施策の第一」と、提案理由で述べています。
委員会では、財政的にも問題なく賛成、反対は学生に限定は疑問などでしたが、採決は同数で佐藤稔委員長(公明)は、現状維持の原則と否決し、本会議も1票差で否決となりました。

